



WEDDING & PARTNER

NEWSLETTER
JULY/AUGUST 2024

若月法律事務所・Wedding & Partner 税理士法人 合同セミナー開催のお知らせ

このたび、若月法律事務所と弊社 Wedding & Partner 税理士法人による、ドイツ労働法および税務の最新トピックスに関する合同セミナーを開催することになりました。セミナー後は、ネットワーキングを兼ねて懇親会を行う予定です。テーマの関係上、このたびのセミナーは管理職の方のみを対象としております。この機会にぜひご参加ください。

今回予定しているテーマは下記のとおりです。

若月法律事務所

- 人員削減・解雇のプロセス

Wedding & Partner 税理士法人

- 2025年1月1日から適用される e-invoicing およびドイツ源泉税について

日程： 2024年9月27日(金) 14時～

場所： Wedding & Partner 税理士法人
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main

参加費： 無料

参加方法： 会場のみ

参加お申込み： メール内の参加申込書に必要事項をご回答の上、弊社ジャパンデスクにご返送ください。

Japanesedesk@Wedding-Partner.de

1. 社内イベントにおける一律課税

従業員を対象とした社内イベント(サマーパーティや忘年会など)の費用は課税対象のFRINGE BENEFITとはみなされず、以下の条件を満たせば賃金税と社会保険料が免除されます。

- 1) 食事、飲料、場所代やイベントなどにかかる費用の税抜き金額が、一度の社内イベントの中で、参加者 1 人あたり 110 ユーロ(同伴者がいる場合はその費用も含む)を超えないこと
- 2) 年間 2 回までのイベントであること
- 3) 社内(もしくは部署)の全ての従業員が参加可能であること

これらの条件が一部でも満たされていない場合、また非課税枠の 110 ユーロを超えた金額についてはFRINGE BENEFITと見なされ、25%の一律課税(+連帯税)となります。

3)の条件から、役員や管理職など限られた参加者のみを対象としたイベントの場合、非課税とすることはできませんが、一律課税が可能かどうかはこれまで明確ではありませんでした。

連邦財務裁判所は 2024 年 3 月 27 日の判決で、そのようなケースでも 25%の一律課税は可能であるとの判断を下しました。同裁判所によると、法律上、社内イベントは、「会社の枠内で行われる業務上のイベント」と明記されており、その全従業員が参加可能なイベントでなければならないとは規定されていません。連邦財務裁判所の判決によると、3)の条件は 110 ユーロの非課税枠の適用にのみ言及しているため、参加者限定のイベントで非課税額の対象とならない場合でも、一律課税は認められます。

なお社内イベントに関連して、一律課税となるFRINGE BENEFITが発生した場合(例えば 110 ユーロの非課税枠を超過するケース、また上記のように非課税の対象とはならないケースなど)、このFRINGE BENEFITには社会保険料の免除が適用されます。

ただし連邦社会裁判所は 2024 年 4 月 23 日、社内イベント開催から半年以上が経過した翌年 3 月に一律課税を適用したFRINGE BENEFITについて、社会保険料を支払わなければならないとの判決を下しました。

これは所得税法第 41b 条第 4 文により、FRINGE BENEFITの一律課税は、そのFRINGE BENEFITが支給された年の翌年 2 月末までの申告が雇用主に義務付けられていることを法的根拠としています。

2. 二重家計控除の適用について

仕事上の理由で、生活の中心となる自宅とは別に勤務地に追加で住居を持つ場合、追加で発生した家賃や最初の三カ月間の食事手当などの費用は二重家計として所得関連費用または必要経費として控除することが可能です。こういった二重家計控除では、プライベートな理由(例えばパートナーとの同居や、より大きい家族用住居

への引っ越しなど)で勤務地から離れた場所に自宅を構え、元々の住居を勤務地に維持するような場合にも適用されますが、二重家計が成立しているかどうかの判断については注意が必要です。

ー 自宅が勤務地の近くにあるケース

法律上、第二住居の必要性に関して、自宅から勤務地までどれくらい離れていなければいけないのか規定されていませんが、自宅から勤務地までの通勤時間が1時間未満であれば第二住居の保持が工作上必要ではないとみなされます。

ミュンスター地方財政裁判所は、自宅が勤務地から30kmの距離にある原告について、2024年2月6日の裁判で二重家計控除の適用を認めない判決を下しています。原告によれば公共交通機関を利用した場合の通勤時間は往復で2時間でしたが、30kmは遠距離とは見なせず、また通勤渋滞があったとしても車で50分程度で到着できることから、裁判所は第二住居の費用を必要経費として認めませんでした。

ー 介護などで実家へ転居するケース

ケルン地方財政裁判所では2023年6月22日、勤務地の近くに住居を保持しながら、両親の介護のため生活の中心を実家に移したケースについて、二重家計とは認められないとの判決を下しています。

この裁判で原告となった家族は、実家の場所は夫婦双方の地元であり、また妻は家の所有権を持っていることを主張しましたが、裁判所は実家を生活の中心とは認めませんでした。

妻の両親が実家のある敷地全体に対して終身居住権を認められていたこと、親族以外の地域社会とのかかわりが希薄であったことに加え、学齢期の子どもたちは学校のある勤務地近くの住居周辺で社会的なつながりを築いていたことを裁判所は根拠としています。さらに、実家は狭く設備も充実していなかったことから、勤務地の住居の生活環境の方が優れているのは明らかでした。

つまり、単に両親や義父母の介護のため、実家での滞在頻度が高くなっても生活の中心とは認められません。

確定申告の際、二重家計控除が適用できるかどうか判断が難しい場合には弊社からアドバイスすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

3. 宿泊に付帯するサービスの VAT 税率

現在、ホテルやゲストハウス、キャンプ場の短期宿泊料金には売上税法第12条第1項11番に従って7%の軽減税率が適用されていますが、朝食や駐車スペースの提供、WiFi、フィットネス・ウェルネス施設などの付帯サービスについては標準税率の19%が適用されています。

しかし、これは付帯のサービスは主要サービスの課税判断に従うという売上税法の原則に反しており、宿泊施設の場合、原則に従うのであれば付帯サービスも7%の軽減税率の対象となるはずですが。

連邦財務裁判所は、宿泊サービス内の異なる税率の適用がEU法に適合するかどうか疑問視しており、そのため欧州司法裁判所に対してこの問題の明確化を求めています。

4. 延滞税の免除

所得税や法人税の予定納税が期限内に行われなかった場合、1カ月ごとに延滞税が課されます。銀行振り込みの場合には猶予期間として3日間が設定されており、その期間を超過しない限り延滞税が課せられることはありません。もし猶予期間の終了日が土日祝日だった場合は、その期限は翌営業日まで延長されます(租税通則法第108条第3項および第240条)。

10日が納付期限の場合			
納付期限 10日	納付期限の振替	猶予期間終了日	猶予期間の振替
a) 金曜日の場合	-	13日月曜日	-
b) 日曜日の場合	11日月曜日	14日木曜日	-
c) 水曜日の場合	-	13日土曜日	15日月曜日

なお売上税や賃金税など事前申告が必要な税金については、申告書が提出されるまでは延滞税は発生しません。ただし申告を期日通りに行わない場合には別途加算税が課されますのでご注意ください。

延滞税については、病気で入院していたり、破産や債務超過のために支払いが経済的に難しいなど、やむを得ず支払いが遅れた場合には免除申請を行うことが可能です(租税通則法第227条)。

また、これまで期限を厳守し納税を行っていたものの、明らかな見落としなどで支払いが期限に間に合わなかったようなケースでも、延滞税が免除される可能性があります。ただし、毎回納付期限ではなく上記の猶予期間中に支払いを行っている場合には、本規則における「期限厳守」とは見なされない点ご注意ください。



ご質問等ございましたら、下記の Japanese Desk に御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>